

政治資金規正法施行条例をここに公布する。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第61号

政治資金規正法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用負担)

第2条 法第19条の16第15項の規定により少額領収書等の写しの写しの交付を受け、又は法第20条の2第2項の規定に基づき同項の報告書、書面若しくは政治資金監査報告書の写しの交付の請求をし、当該写しの交付を受ける者は、選挙管理委員会が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(補則)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。